

講演 (質疑応答もあります)

村田 尚紀 先生

1958年、兵庫県生まれ。東京大学法学部卒。一橋大学大学院法学研究科博士課程単位取得。博士(法学)。現在、関西大学教授。憲法学。

著書・論文に『委任立法の研究』(日本評論社)、論文「ポスト9・11の平和主義のコンテクストにおける不確定概念」(『ジュリスト』1260号)、「明文改憲構想における平和主義の破壊と国家緊急権の新設」(法律時報増刊号)など。

2015年7月17日、朝日新聞が報じた安保法案学者アンケートに、実名で回答し、その自由記載欄へのコメントが話題に。以下、村田先生のコメントを紹介します。



「そもそも立憲主義的憲法の下では、国家権力の憲法解釈には強い縛りがかかっています。憲法以前の存在である人には自由があり、その自由は、憲法に違反しないかぎり保障されるのに対して、憲法以後の存在である一うまでもなく人権主体ではない一国家は、憲法によって与えられた権限を憲法に従って行使することが許されるにすぎません。たとえ憲法が明文で禁止していなくても授權していないことは、政府や国会の裁量で出来るわけではありません。集团的自衛権の解禁、自衛隊の後方支援活動の拡張、武力行使解禁いずれもそれを授權する規定は憲法にありません。それにもかかわらず反論されても同じ回答を繰り返す、そういう立憲主義のいろはを理解しない人々が政権の中核にいる恐ろしさを感じずにはいられません。」

2016年

6月15日(水) 18:30~

大阪弁護士会館 2階・201会議室

- ※ 18:30までは、青法協大阪支部総会を開催しています。
青法協会員以外の方は、18:30にお越しください。
- ※ 終了後は、懇親会を予定しています！ぜひご参加ください！
- ※ 参加費 500円(司法修習生・学生・青法協会員は参加費無料)

「緊急事態条項」と、聞くと緊急事態に対応するため必要なように感じてしまいます。しかし、内閣総理大臣が「緊急事態宣言」をすると、憲法が停止し、国民は国の指示に従わなければならないとされているのです。「緊急事態条項」という言葉の響きにまどわされず、その本質を学びましょう。緊急事態条項についての議論をリードされている、村田尚紀先生に、緊急事態条項と、明文改憲への危機についてご講演いただきます。

非常に貴重な機会です。是非、みなさまお越しください。
終了後の懇親会(@チルコロ、8:20頃開始予定)にも奮ってご参加下さい。

主催 青年法律家協会 大阪支部

青法協 大阪

検索



【担当】 弁護士 岡 千 尋 (大川・村松・坂本法律事務所)

TEL : 06-6361-0309 FAX : 06-6361-0520

明文改憲の危機

緊急事態条項は、憲法停止条項だ！